

# マイナンバー制度が始まります！



## 第1弾 概要について

次回以降、通知カードやマイナンバーカードについてお知らせします。

マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー 検索

## ? マイナンバーとは?

住民票を有する全ての方に1つ与えられる12桁の  
自分専用番号です(個人が特定されないように、住  
所地や生年月日など関係のない番号が割り当てら  
れ、番号が重複することはありません。)

社会保障、税、災害対策に関する行政手続きで必  
要になります。

## 👍 マイナンバー制度導入によるメリット

複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報  
であることを確認するために活用(情報連携)され  
ることから、行政の効率化、国民の利便性の向上、  
公平・公正な社会の実現のための社会基盤となるも  
のです。

### ① 行政の効率化

国や地方公共団体などの行政手続きにおいて、  
様々な情報の照合や転記、入力などに要している  
時間や作業労力を減らすことができます。

### ② 国民の利便性の向上

添付書類の省略など、行政手続きが簡素化され  
ます。

### ③ 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しや  
すくなり、負担を不当に免れることや給付を不正  
に受けることを防ぐとともに、本当に困っている  
方にきめ細かな支援を行うことができるようにな  
ります。

## ✉️ マイナンバーの通知

マイナンバーは、今年10月以降に住民票の住所地  
に簡易書留で通知されます。

マイナンバーは、生涯にわたって同じ番号を利用  
していく、とても大切なものです。

マイナンバーは、法令等で定められた社会保障、  
税、災害対策の分野のみでしか利用できないことにな  
っていますので、マ  
イナンバーを聞かれた  
場合、むやみに教える  
ことなく、その使用目  
的を確認することが必  
要です。



## ! マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月  
マイナンバーが住民票の住  
所地に通知されます。

税の手続きや年金、医療保  
険などの社会保障の手続き  
で、マイナンバーの利用が  
始まります。

平成28年1月  
マイナンバーを記載した書  
類の提出や、様々な本人確  
認の場面で利用できる個人  
番号カードの交付が始まり  
ます(要申請)。

平成29年1月  
マイナンバーを含む自分の  
情報がいつ、誰が、なぜ提  
供したのかをパソコン等か  
ら確認できるマイナポータ  
ルの運用が始まります。

平成29年7月  
情報連携により事務が確実  
かつスムーズになり、国民  
の負担が軽減され、暮らし  
がもっと便利になります。

問合せ 企画財政課 ☎ 47-18013